兵庫県保育人材採用力向上事業に係る仕様書

1 委託する業務内容の概要

(1) 採用力向上セミナーの開催

各保育施設が実情に応じた効果的な採用活動が取れるようになることを目指して、下記1(2)で作成する採用担当者向け採用活動実践手引き等を利用し、座学に加え、ロールプレイなど演習を取り入れた、より実践的なセミナーを開催

- ア対象者 保育所、認定こども園、地域型保育施設の採用担当職員等
- イ講師保育分野に精通した人材コンサルタント等
- ウ 実施場所 10 か所 (神戸、阪神南、阪神北、東播磨、北播磨、中播磨、西播磨、 但馬、丹波、淡路)
- ェ 実施回数 12回(1(1)かに記載の実施場所ごとに1回(神戸は3回)開催)
- オ 受講定員 各回 50 人程度以上が受講できる会場を確保すること
- カ開催時間 1回2~3時間程度を想定

(2) 採用担当者向け採用活動実践手引きの作成

募集方法ごとの適切な時期・費用・状況・職種などの留意事項、応募者・内定者への面接、条件提示、内定後のフォローアップなどの手法その他保育施設において採用活動を円滑に進めるための技術・知識を習得できる事項を含んだ採用担当者向け採用活動実践手引きを作成

ア 冊子構成 文字情報に加え、絵、図、表、様式例を使用して、読みやすさや実践を 意識した構成とすること

20~30ページ程度を想定(具体的なページ数は提案内容に基づき、兵庫県(以下、「県」とする。)と受託業者の協議により決定)

フルカラーで印刷すること

冊子には保存に適した紙を使用すること

使用するイラスト等は他者の権利を侵害しないものであること

- イ 印刷部数 2,500 部
- ウ 手引きの配送 作成した冊子はセミナーで配布するほか、県が指定する県内保育施設等 約 2000 か所)、県内市町(41 か所)、他都道府県保育所管課(約 50 か所) に送付すること
- ェデータ 汎用的なソフトウェアで編集可能な形式及び PDF 形式で冊子データを納 品すること

(3) 市町の保育人材確保担当職員と指定保育士養成施設との情報交換会開催

人材コンサルタント等が進行役となって、市町担当者と指定保育士養成施設との人 的交流による連携強化を図るための情報交換会を開催

ア 内 容 各参加市町からの保育人材確保施策、公立保育所の採用計画の説明 各参加指定保育士養成施設から卒業生の就職状況、就活状況などの実情 や市町への依頼事項の説明 保育人材確保における課題の共有、意見交換等

- イ 実施場所 4 か所 (想定地域:神戸・東播磨・淡路、阪神南・阪神北・丹波、北播 磨・中播磨・西播磨・但馬、政令市・中核市)
 - ※具体的な実施場所は提案内容に基づき、県と受託業者の協議 により決定
- り 実施回数 4回(1(3)/に記載の実施場所ごとに1回)

2 実施期間

契約締結日から令和5年3月15日まで

3 委託範囲

- (1) 採用力向上セミナー、採用担当者向け採用活動実践手引き、市町の保育人材確保担 当職員と指定保育士養成施設との情報交換会の企画
 - 1(1)、1(2)、1(3)の記載内容を満たしたうえで、保育人材確保の現状や課題を理解し、実務につなげられる効果的な採用力向上セミナー、採用担当者向け採用活動実践手引き、市町の保育人材確保担当職員と指定保育士養成施設との情報交換会を企画すること。
- (2) 採用力向上セミナー、市町の保育人材確保担当職員と指定保育士養成施設との情報 交換会(以下、「セミナー等」という。)のスケジュールの調整
 - ア 契約締結後令和5年3月15日までの間に事業を完了すること。
 - イ セミナー等の日時の設定は、できるだけ多くの者が参加しやすくなるよう、配慮すること。

(3) 講師等の選定・手配

講師等の選定・手配にかかる旅費・宿泊食事代、謝金等の一切の費用は委託料に含む。

(4) 研修の実施及び運営

- ア セミナー等の参加者の募集及び申込の受付、参加者への案内は受託業者で行うこと。
- イ これらの事務に要する経費は委託料に含むこと。
- り なお、セミナー等の周知については、県から県内市町に周知及び保育施設への周知 依頼を行うことを予定している。

(5) 研修会場

- ア セミナー等の会場については受託業者が用意すること。賃料や機材使用料等の一切 の費用は委託料に含む。
- イ なお、県内各地の保育施設等に広く参加の機会を与える観点から、選定に際して、 交通アクセスの良さなど参加のしやすさ・地域のバランスを考慮すること。

(6) 参加者の評価

セミナー等終了後に参加者に対してアンケートを行い、内容について集計すること。

4 業務スケジュール・提出を要する成果物等

(1) 契約締結後

契約締結後速やかに事業実施計画を作成し、県に提出すること。

(2) 委託業務終了時

委託契約書に従い、業務完了報告書、参加者アンケート集計表等の実績報告書を県に提出すること。

5 個人情報の取扱い

別添「個人情報取扱特記事項」に基づくこと。

6 その他

事業の実施にあたり必要な事項は、県と十分に協議のうえ決定すること。 新型コロナウイルス感染症の感染防止等に十分に配慮すること。

7 仕様に関する問い合わせ先

兵庫県福祉部こども政策課こども育成班(黒沢) 所在地 神戸市中央区下山手通 5-10-1 電話 078-341-7711 (内線 2984)